

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (第 回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	京丹後市 262129
地域名 (地域内農業集落名)	久美浜町海部地区 (橋爪集落、西橋爪集落、海士集落、油池集落、坂井集落、友重集落、品田集落、新谷集落、谷集落、芦原集落、島集落、谷団地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	222.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	210.01 ha
② 田の面積	205.38 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	15.12 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.37 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.37 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	74.52 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・担い手を中心に水稻栽培を行っている。
 ・高齢化による後継者不足に伴い、規模縮小、離農、遊休農地の増加が見込まれるが、農地を引き受ける担い手が少ないため、空き農地が発生した際の受け手の確保が課題である。
 ・現状では地域の担い手がそれらの農地を引き受けることは出来ている(芦原)
 ・地域の農業者の年代構成は60代、70代が多数を占めるが、地区内の農業者で耕作面積が上位2人は後継者がいることと年齢も40代前半の農業者であり、当面の間は耕作は可能と考えられる。(芦原)
 ・圃場整備から約30年が経過し、パイプラインなどの設備の老朽化が地域全体の問題となっている。(全体)
 ・圃場整備から約30年が経過し、揚水ポンプの更新が課題であったが、R6年度に更新予定の目途がついた。現時点では、揚水ポンプの更新に必要な自己負担金の負担方法の検討が必要な状況である。(芦原)
 ・パイプラインの老朽化により破損が実際に生じているため、突発的に生じる破損の修繕が課題である
 ・その他、有害鳥獣の被害や農地の維持管理について、検討に時間を要する地域である。
 ・有害鳥獣防護柵を設置しているが、老朽化や損傷している箇所が少なく更新が必要。地区全体の世帯数が少なく設置時に必要なマンパワーの確保が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・担い手を中心に水稻の減農薬や特別栽培、有機農業などを取り入れて、安心かつ環境に優しい農業を行う。また、丹後農業改良普及センターの指導の下、高収益作物などの導入を検討する。

・JAを通じた農産物の計画的な販売や担い手が有する販路を基本としつつ、新たな販路の開拓も検討する。

・海部地域農業連携協議会を中心に担い手と地域住民が協同し、活力ある・持続可能な農業を目指す。

・地区内の農業者は兼業農家がほとんど。それらの農家は自家消費用の栽培、農地の保全が主な目的となっており、販売が主たる目的ではない。よって所得向上に主眼をおくよりも、地区内の兼業農家が長期的に安定して農地の維持・管理ができるように、共同利用できる農業機械をそろえること、作業の省力化に資する設備の導入などが必要である。(芦原)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地集積・集約を図り、効率的な農地利用を進めつつ、農業を担う者も農地利用を進める。地区内の耕作は現状維持する見込みであり、地区外の認定農業者等への集約はしない(芦原)			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	36.9	%	将来の目標とする集積率 36.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
各集落毎に農業上の利用が行われる農地と農業上の利用が困難な農地を選定し、担い手を基本として農地の集約を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手と調整し、農地集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約する。
(3) 基盤整備事業への取組
地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成する。関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない体制でサポートする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
- ③スマート農業の導入を図り、担い手省力化対策も合わせて進める。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑧川上谷川河川改修に合わせた井堰改修、揚水ポンプの改修を進める。
- ⑧水田地域及び国営農地の老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩出荷・調製施設の整備、共同利用機械の導入を進める。
- ⑩新規就農者を受け入れ、集落の若返りを図り、集落全体で農地を守る取り組みを進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別添参照		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	267経営体		222.1 ha	0 ha		222.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。